

平成29年4月26日

株 主 各 位

東京都目黒区青葉台四丁目7番7号  
株式会社バロックジャパンリミテッド  
代表取締役社長 村 井 博 之

## 配当金にかかる税金のご案内

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は、平成29年4月26日開催の第18期定時株主総会において、資本準備金の額の減少に関して承認を受け、同日開催された取締役会において、平成29年1月31日時点の株主の皆様へ1株あたり10円の配当金（記念配当10円）をお支払いすることを決議いたしましたので、平成29年4月27日より配当金のお支払いを開始させていただきます。

今回の配当金は、1株あたり10円のうち、8円は「利益剰余金」を原資とし、2円は「資本剰余金」を原資としてお支払いいたします。「利益剰余金」と「資本剰余金」からの配当を同時に行う配当は、「資本の払戻し」に該当しますので、そのお取扱い等につき、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、このご案内は、今回の配当金の支払いについての税務上の取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご通知するものであり、株主の皆様に必要な税務上の手続きの全てをご説明しているものではありませんので、ご承知おきください。**具体的な税務上の手続きについては、お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいませようお願い申し上げます。**

敬 具

記

### 1. 資本剰余金の額の減少を伴う配当の所得区分について

利益剰余金と資本剰余金からの配当を同時に行う配当金については、税法上、資本の払い戻しとみなし配当から構成されますが、今回の当社の配当金は、その全額が「みなし配当」となります。この「みなし配当」は、税法上の配当所得として扱われるため、配当金の支払時に所得税等の源泉徴収をさせていただいております。

2. 取得価額のお取扱いについて

(1) 資本剰余金から配当をした場合には、税法の規定により、株主の皆様の本株株式の取得価額の調整が必要となる場合があります。

しかし、今回の配当につきましては、税法の規定により純資産減少割合が零となるため、取得価額の調整はありません。

(2) 調整式は次の通りです。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{1株あたりの} \\ \text{新しい} \\ \text{取得価額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{1株あたりの} \\ \text{従前の} \\ \text{取得価額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{1株あたりの} \\ \text{従前の取得価額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{純資産減少割合} \\ \text{(零)} \end{array}}$$

3. 株主の皆様への通知事項

(1) 個人株主への通知事項（所得税法施行令第114条第5項）

純資産減少割合 (資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条 第2項第3号に規定する割合)	零
--	---

(2) 法人株主への通知事項（法人税法施行令第23条第4項・第119条の9第2項）

金銭その他の資産の交付の起因となった法人 税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻
当該事由が生じた日（配当の効力発生日）	平成29年4月27日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの 金額（少数点以下10位未満切捨て）	1株当たり10,000,000,000円
資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第 1項第3号に規定する割合（純資産減少割合）	零
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	71,006,000円

以 上